

政治的世論を収斂する機関の設置を望んでいた。朝鮮総督府も、同化主義的な植民地統治を實踐する上で、朝鮮人と日本人の「政治的協力」を可能にする方案を1910年の朝鮮強制併合直後から模索していたのである。ただ、強制併合の直後、全国の府面に設置された府・面協議会は、官がその会員を任命する実権なき形式的な諮問機関にすぎず、地域住民はおろか地域有志からも事実上無視されていたため、その改善が必要だった。

むしろ、在朝日本人の自治制実施要求や朝鮮総督府が構想していた地方制度改正は、1920年代の朝鮮において展開された自治運動とはその性格を異にする。1920年代の朝鮮人自治運動勢力が日帝に要求した「自治」は、朝鮮議会の設置や日本議会への代表派遣といった、朝鮮人の政治参与をその基本的前提としていた。つまり1920～30年代の地方制度改正は、基本的には在朝日本人の政治的要求を受容した上で、一部の朝鮮人の地方政治参加を許容するという、ダブルスタンダードを持っていた。地方制度改正によって選挙制の「地方協議体」が設けられたのが日本人集住地域であった府と指定面（邑）のみだった点や、日本人有権者の数的な優位を維持するために基準をもうけて選挙権を制限した点などを考えると、そのような解釈も不可能ではなからう。

このように、「地方協議体」をつくった目的は、本質的には「協力（参加）と動員」を通じた植民地同化政策の実現であった。植民地権力は地方協議体を通して朝鮮人と日本人の地域有志層を「文化政治の領域」に取りこむことで、両者間の協力はもちろん、彼らを植民地政策に順応させ、これを基礎として地域開発事業に必要な地域民衆を動員しようとした。また、このような政治的協力によって、植民地の地域社会の内部に存在する民族差別や階級による対立を適宜緩和し、在朝日本人を中心とする「地方自治」の形で「新施政」と称される「新支配秩序」を構築しようとした。このような観点から見れば、三・一運動当時の朝鮮植民地民衆の抵抗に対する日帝の懐柔策と説明された。いわゆる「文化政治」は、他方では、植民地主義の現地化過程、すなわち「草の根植民地支配」の具現過程でもあった。

2 1920年代の地方選挙と府・面協議会の構成

(1) 地方制度の改正と府・面協議会の機能

1914年、日帝は「府制」を実施すると同時に、全国各府に同数の朝鮮人・日本人で構成される「地方協議体」の府協議会を置いた。当初は実権なき任命制の諮問機関であったが、後に「地方協議体」の母体になった。府協議会は1920年の地方制度改正によって、府・面協議会に拡張され、府協議会や指定面に属する一部の面協議会においては、その協議員を選出するために選挙制が導入された。1930年末には諮問機関である「地方協議体」を議決機関に変え、府会・邑会と改称した。このように二回にわたる地方制度改正を経てもなお、「地方協議体」の実態は今日の地方自治とは程遠いものであるが、「政治的協力機構」として日帝の朝鮮植民地統治においては重要な意味を持つ。

三・一運動以降、「文化政治」下の地方制度改正は、1920年7月の制令第12号～第15